

(ご参考) 他機関一括審査の際に求められる情報について

一括審査を実施する機関から求められる書類	問合せ内容	回答	参考情報HP
<p align="center">「倫理審査依頼書」 (一括審査実施機関の所定様式)</p>	事務担当者窓口	右リンク先を御案内ください。	○
	倫理審査依頼における所属研究機関の長の承諾	一括審査を依頼することについて、所属研究機関の長の承諾がある旨ご回答ください。 関連規則：本学人を対象とする研究の実施に関する規則第8条第2項	○
<p align="center">「研究担当者の情報・研究者リスト等」 研究計画に沿って、御自身で作成をお願いします</p>			
<p align="center">「研究機関要件確認書」 人を対象とする研究を実施できる機関であるかの確認書類 (一括審査実施機関の所定様式)</p>	「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守して研究を行える体制	関連規則：人を対象とする研究の実施に関する規則	○
	規定・手順書の整備	研究の実施に関するもの 関連規則：人を対象とする研究の実施に関する規則	○
		試料・情報の保存に関するもの 関連手順書：人を対象とする研究に関する業務手順書	○
		重篤な有害事象報告に関するもの 関連手順書：人を対象とする研究に関する業務手順書	○
		個人情報の管理に関するもの 関連規則：個人情報管理規程	○
	他機関の倫理審査委員会に審査依頼可能と規定した文書	人を対象とする研究の実施に関する規則第8条第2項をご参照ください。	○
	利益相反委員会の設置	本学では「利益相反マネジメント委員会」が設置されております。	○
	倫理研修の受講状況	本学に所属する教職員は、人を対象とする研究を実施するためには、必ず事前に倫理研修を受講する必要があります。 (有効期間1年)	○
	委員会の開催状況・委員の一覧・審査の過程がわかる記録等	厚生労働省の研究倫理審査委員会報告システムにて本学の状況が確認できます。	○
臨床研究件数	本学は臨床研究（倫理指針該当）の実施実績は該当なく、倫理指針の対象内外を分けて審査をしていないため倫理指針該当件数を管理していません。よって、実績を0件としております。		